

研究



全國里程表の作製を望む

江口見登留

内務省部内の會計事務に携つてゐる一員として特に路政關係者に御願ひする意味で本稿を草する。

里程表が軍事上、遞送上、交通上、不可缺の準繩である

ことは謂ふ迄もない處であつて、陸軍には陸軍里程表があり、遞信關係には郵便線路圖があり、鐵道關係にも貨物集配の區域表の如きものがあり、水路に付ては水路部測定の水路里程表があり、夫々の目的に應じて距離測定の資料とすべき里程表を備へてゐるのは素より當然と謂はねばなら

ぬのであるが、之等は何れも特殊の用途に用ひらるる里程表であつて、一般道路交通上の基準となるべき里程表が未だ何處に於ても調製されてゐないのは寧ろ不思議とせねばならぬ處である。

交通が主として路上の人馬に依りて行なはれ、今日の如く高速度、長距離交通機關の發達しなかつた往時に於ては、里程表又は里程標の價値も極めて大きかつた譯であつて、明治六年十二月太政官達第四百十三號及之に基く同八年十一月太政官達第九十九號を見ても、東西兩京へ通ずる距

離里程取調の爲めに東京は日本橋、京都は三條橋の中央に國內諸街道及管内諸道起程の元標を置き、大阪府及各縣は其の本廳所在地に於て、四達樞要の場所へ木標を建て、之を管内諸道起程の元標とする外、每驛及郵便役所或は陸運會社の在る土地には高札掲示場等其の肝要にして便宜の地に里程標柱を取建つべきものとし、其の書式も之を一定してゐた。この元標は今日の道路法に所謂道路元標の如く、道路管理上の起終點を標示するものではなく、單に里程測定の爲の府縣に於ける基本里程表とも謂ふべきものであつて、従つて之を各所に於ける里程標に對し里程元標と呼び、この里程標又は里程元標に依つて全國各府縣の里程表或は里程圖の如きものが作製されてゐたものと想像される。従つて前記の太政官達が大正八年道路法の制定に依つて廢止された今日に於ても、當時よりの元標及里程標は今尙残つてゐるものもあり、其の儘之を道路元標として用ひてゐるものが相當多いのではないかと思はれる。

然るに道路法施行令第七條に依れば府縣廳、師團司令部、

鎮守府又は市役所の所在地を國道又は府縣道の路線の起點終點とするときは市町村に於ける道路元標の位置に依るべしと規定され、更に同第九條に依れば道路元標は各市町村に一箇を置くこと規定されてゐるに拘らず、解釋上は右に該當する國府縣道の存しない市町村に於ては道路元標を建設するを要しないと謂ふのが一般の定説になつてゐる。道路管理上の基點たる道路元標が斯くの如き事情にあるのみならず、里程標の建設も亦道路管理者の任意に委ねられ斯くて陸路里程の算定は全く法規上も事實上も據り處を失つてゐると謂ふのが今日の實狀である。前記の如き軍の作製せる里程表が一般に使用され得ないことは勿論郵便線路圖も政府公認とは稱するものの郵便局の所在地點を基點としたものだけに未だ線路の劃定なき部分も頗る多くて一般的には利用出来ない。鐵道貨物集配里程表の如きも同様である。

二

然らば里程表は今日將して無用であるかと謂ふに決してさうでない。或る方面に於ては却つて益々其の必要が痛感

されるに至つてゐる。即ち里程表は各種旅費法規の運用特に陸路里程算定の爲に不可缺の資料とさるものであるが、今日の如く旅費法規が陸續として制定公布せらるる時代に於ては其の根基となるべき完全な里程表の調製が無い限り官廳會計事務は到底之に追隨し得ないと迄謂はれるに至つてゐる。各種調査會、委員會等が時局柄官制に依り或は通牒に依り枚擧に暇ない程創設されつつあるのであるが、之等の多くには必ず委員等に支給すべき旅費法規が附隨してゐる。他面年々官吏の數は加速度的に増加し、其の用務に依る旅行の態様も極めて複雑化し、旅費の給與、精算等も急を要することが多くて、從來の如き不完全な資料に依り又は一々の照會に依つて陸路を調査するが如き事は全く許されなくなつてゐる。更に官吏のみならず國家總動員法の發動に基く國民徵用令の制定等に依り、一般國民の各方面に亙る旅行に對し國家より旅費を支給すべき事例も漸く多きを加へ中央地方の事務的困難は一層増大しつつあるのである。今後更に何時か國民協力令等が發布さるるに至れば

旅行の範圍も從來の都市中心より極めて擴大され山間僻地の陸路里程を算定するの必要も著しく増加し、旅費支給に關する會計事務は遂に梗塞するに至るであらうと思はれる。而も之等の旅費法規の多くには必要な旅費額を一時地元の市町村に於て繰替支辨すべき旨の勅令が附隨するを例とし、他府縣他市町村に亙る旅行に付ても陸路里程不明なるの故を以て旅費の繰替を拒絶することを許されない。

今日に於て既に不可能なる事務を敢て市町村に強ひつつあると謂ふも過言でないのであつて、陸路の調査、照會に、過拂旅費の返納に、不足旅費の追求に、道府縣市町村の事務當局が如何に人知れぬ辛酸を嘗めつつあるかは此の道に關與した者でなければ恐らくは想像がつかないであらう。

從來より内務省關係に於て、一般壯丁の徵兵検査又は現役兵、海軍志願兵の入營に際し支給し來つた徵兵旅費も、戰時下益々之が支給人員は激増し更に外地居住者及外地入營者の増加に伴つて、内地内に於ける旅行も頗る遠距離複雑となり之等に對し旅費を支給するの任に在る道府縣市町村

等、悉く陸路里程の算定に多大の困難を感じ、里程表の作製を要望する聲は相當に大きくなつてゐるのであるが、將して何人か之に耳を傾けてゐる者があるであらうか。尙最近滿洲國に於ても日本の爲徴兵旅費の立替制度を實施することとなり、内地へ旅行する我が壯丁、現役兵に對し旅費を支給するの必要上、内地の里程表の送付を内務省へ依頼し來つたのであるが遺憾乍らこの申出にも充分應へることが出来なかつた様な現状である。

三

然らば一般里程表は全く存しないかと謂ふに、實際に於ては已むを得ざる必要に基き各道府縣には夫々公稱里程表或は公認里程表と稱するものを備へ、道府縣内の分に付ては之を資料として事務の處理に當つてゐる。併し乍らこの里程表は多くは明治年間のもの、其の儘踏襲したものに過ぎず、大正八年道路法制定と共に府縣知事が指定した市町村の道路元標に依つたものでさへ其の後何等の改訂を加へずして舊態依然之を金科玉條として里程の證明資料に使つ

てゐる。従つて之等の里程表は道府縣内に於てのみ公定力を有せしめらるるに止まり、實際は道府縣相互間に之を交換して夫々の参考に供しつゝはあるものの、之に依るべき旨を主張出来る程完全なものでは決してない。而も中には土木課の調査を基礎とせず府縣費の旅費支出に關係ありとして庶務課の手に成り庶務課の主管に屬してゐるものさへある。土木行政に携はる府縣廳の顯官が、斯くの如き里程表に依つて旅費の支給を受けつつある自己矛盾は寧ろ滑稽に近いものさへある程である。然して里程表の形式も地方に依つて異なり圖面式、階段式、列舉式等統一がない許りでなく、里程測定の基礎を何に置いたかも判然としないものがある。或は元標に據り、或は役場小學校等の所在地點に據り、或は郵便局を基點とし、或は町村の略々中央と覺しき所を基點としてゐるものは未だしも、中には全く基點不明と謂ふのさへあるに至つては何の爲の里程表ぞ推問せざるを得なくなる。又里程測定の方法に付ても實測に依つたものは極めて少なく多くは推測に依り、直線距離に依り

古老の言に依り、自然道路を加へ、坂路險路の難を加算する等全くの暗中模索であり、従つて道路なきに拘らず里程のみは記入され又道路あるに拘らず里程の測定なきものもあつて實情に添はざること甚だしく、一見して隨所に不合理が発見される。圖面式里程表の或るもの如きは全く稚戯に類すると謂はれても辯解の餘地さへないものもあり、前記の如く完全な里程表を有する滿洲國に對し如何に厚顔とは謂へ道路行政の主管廳として到底提示し得べき物ではないのである。尤も中には極めて良心的な里程表を作製してゐる向もないではないが、實測の結果を里町間を以て表示すべきカメラトル法に依るべきかに付き有權的な指示が與へられてゐない爲、折角の里程表作製資料を持てあましてゐるものもあると聞いてゐる。

四

道路行政が今日の如く幹線道路の改修にのみ急であつて未改修府縣道延長何軒、未鋪裝國道區間何里と謂ふが如き數字のみが豫算上、宣傳上括目され、何地より何地に至る

市町村道等をも含めたる里程如何程、と謂ふが如きことが全く重要視されない時代に於ては右に述べた如き里程表は直接路政當局者には必要の感じられないものかも知れない。併し此の種の里程表は路政主管廳としての權威上も一應は資料として設備し置くべきものであつて、實際に於ても旅費計算の爲のみならず、出張視察に、測量調査に、副道改良計畫に、相當の重要性を有せしむることが出來ると考へられるのである。道路法施行令第七條に規定する國府縣道の起終點を有しない町村に於ても、町村道管理上の基點を明確に決定し置くことは路政上必要な當然過ぎる措置とも謂ふべきであり且つ市町村道は鐵道、軌道、船舶等の補助交通施設として獨立の使命を有するものでもあるから、某驛より某飛行場に至る距離何軒、或は何々港灣より何々市町村に至る里程何里と謂ふが如く一目して判定し得るだけの資料は、路政當局としては絶対に持たなければならぬものと考へられる。内務省に於て又地方廳に於て自らが道路行政の主管廳であり乍ら自己の據り得べき完全なる

里程表を持たずして、陸路旅費の計算に付ては遞信協會發行の郵便線路圖に依り、四料を一里として取扱ふべしと謂ふが如き大藏省通牒を遵守しなければならぬ等とは全くの恥辱と謂はざるを得ないのである。

以上に依つても明かな如く全國里程表は一日も速に之が作製に着手しなければならぬ。道路行政上又地理行政上不可缺の資料として内務省に課せられた重要な職責であらう。各官廳の旅費法規を見ても、郵便線路圖に依り難き陸路は結局、地方官廳又は市町村長の證明する處に依るべき旨を規定し、郵便線路圖の劃定ある地點より之の劃定なき地に到る際の基點の決定方法等に關する不合理を除去する爲、權威ある當局に於て全國里程表を作製すべきことを期待してゐるのである。官廳のみならず各種公共團體其他民間等に於ても里程表が視察に、測量に、旅行に相當多く利用さるるに至るであらうことは、郵便線路圖が郵便官署以外に於て相當に重寶がられてゐるのを見れば明瞭であらう。國有財産に關する總括事務が大藏省に移り、史蹟名勝

天然紀念物行政が文部省に移つた今日に於ても一般地理行政が内務省の所管に屬することは内務省官制第一條に明言されてゐる。而して全國里程表の作製こそ最も之にふさはしい有意義な事業ではないかとの感じがする。

五

里程表作製の事業には相當の技術的専門知識を要するものとも思はれる。従つて之が作製は内務省に於ける官廳事務として行ふべきものであるとは思ふが然しこの事業は、企劃宜しきを得るならば必ずしも民間の事業として採算のとれないものではないと考へられる。見方に依つては道路改良會の事業として格好なものではあるまいか。元より地方行政學會でも、國際地學協會でも、この種事業に多少の經驗あるものならば差して難事でもないであらう。郵便線路圖の如く三年に一回全く改版するの要もなく、單なる加除、訂正帖附等に依り一度印刷するときは將來相當長期に亘つて利用し得べき方法もとれるであらう。又最初より正確な實測に依る里程表を作製する必要もなく、道府縣に依

頼して現在の資料に基き、大凡の里程表を取纏め、爾後實測の完成次第、又道路の築造改修なり次第、逐次之を加除補正して行くならば數年ならずして完璧の全國里程表が成就し遂には政府公認として各官廳へ又一般社會へ之を供出することが出来るに至るであらう。右の方法に依れば莫大なる測量費を一時に支出する必要もなく里程表作製に要する經費は單に印刷費のみを以て足ることとなる譯である。

尙蛇足ではあるが陸路里程計算資料としての里程表作製に當つて會計事務従事者として要望し度い事項を擧ぐれば左の如きものとなる。専門家の御研究に依り一日も早く全國里程表の完成されんことを切望して已まない次第である。

- 一、作製様式ハ原則トシテ圖面式トスルコト
- 二、陸路ハ里、町、間ヲ以テ表示スルコト
- 三、元標ハ一市町村一箇トシテ市町村役場所在地點ニ設置スルコト

四、三里以上ニ涉ル地域ヲ有スル市町村ニ於テハ元標ノ外

ニ適宜支標ヲ設クルコト

支標ヲ設置シタル場合ニ於テハ之ニ據ルヘキ地域ヲ表示シ置クコト

五、測定ハ原則トシテ市町村道以上ノ認定道路ヲ通ジ最短距離ニ依ルコト

前項ニ依ルトキハ甚ダシク迂回シ實際上順路ト認め難キ事情アル場合ニ於テハ現ニ通行シ得ル自然道路又ハ未認定道路ニ依ルモ妨ゲテキコトトスルコト

六、里數ハ左記區間毎ニ之ヲ表示スルコト

(イ) 隣接市町村元標(支標)間毎

(ロ) 隣接セザル市町村ニ至ルニ前號ニ依ル里數ヲ以テスルトキハ甚ダシク迂回シ順路ト認め難キ事情アル場合ニ於テハ別ニ最短距離ニ依ル里數ヲモ表示スルコト

(ハ) 元標(支標)ト驛又は波止場間

(ニ) 驛ト波止場間

七、他府縣ノ市町村ニ涉ル里數ニ付テハ相互ニ協定シテ其ノ里數ヲ一定スルコト